Hachioji MAIL NEWS



2020.06.30 No. **095**





ームページ Twitte

労使間の取扱いに関する協約に基づく 掲示板設置を求める緊急申し入れ

6月30日交渉報告

1. 不当労働行為を直ちにやめ、労使間の取扱いに関する協約に基づき 掲示板の設置を行うこと。

【会社回答】

「労使間の取扱いに関する協約」(令和2年5月15日締結)に則り取り扱っているところである。

組合の主張

- ·5月15日の協約締結以降、各分会が掲示板の設置を求めてきたが、現在も掲示板の設置が出来ていない職場がある。「労使間の取り扱いに関する協約」を逸脱した行為である。
- ・支社の姿勢が現場に現れている。 回答ならざる回答ではなく、 支社としての 見解を示すべきだ。
- ・掲示板は、組合として必要な宣伝を行うために設置するものであり、会社の主張のみではなく、会社として希望箇所への設置を実現するべきである。
- ・支社として団体交渉事項まで至った現実を受け止め、現状を乗り越えるための議論をするべきである。

会社の主張

- ・掲示板の判断は、施設管理の観点から現場長の判断となる。便宜供与として貸出を行っているため、便宜供与の性質からは、会社の対応は正しい。
- ・職場では、組合からの意見に対して設置出来ない理由や会社が指定した 箇所についての説明を丁寧に行っておい、説明内容も整合性のあるものであると認識している。
- ・会社としての掲示板の設置箇所は示しているため、後は組合が判断をする ことになる。 設置してダメと言っているわけではないので、 不当労働行為と いう認識にはない。

認識合わず、継続議論とし中断! 早急に第2回交渉の開催を求めます!